



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 ニッポン高度紙工業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 鎮西 正一郎  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 9 1 )  
問 合 せ 先 執行役員経営企画室長 溝渕 泰司  
T E L 0 8 8 ( 8 9 4 ) 2 3 2 1

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 18 日開催予定の第 85 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役および社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 29 条(取締役の責任免除)および第 40 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。
- (2) 上記条文の新設にともない、条数を変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

取締役会決議	平成 27 年 5 月 13 日(水曜日)
定時株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 18 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 18 日(木曜日)

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="416 241 536 309">新設</p> <p data-bbox="164 696 552 759">第 29 条 ~ 第 38 条 (条文省略) 新設</p> <p data-bbox="164 1144 552 1176">第 39 条 ~ 第 46 条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="815 282 1070 313"><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="815 318 1437 483">第 29 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="855 488 1437 689">2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="815 694 1214 725">第 30 条 ~ 第 39 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="815 730 1070 761"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="815 766 1437 931">第 40 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="855 936 1437 1137">2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="815 1142 1214 1173">第 41 条 ~ 第 48 条 (現行どおり)</p>